

～休業から復職までの流れ～

休業に当たって

休業中は主治医の診察を受け、十分療養に専念してください。

お問い合わせ等がありましたら、下記の連絡先・担当者までお電話ください。

休業中は月に1回程度、定期連絡をしてください

- ①連絡先： 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇（窓口担当者 〇〇）
- ②休業中の保障：傷病手当金を毎月〇日から〇日の1か月単位で申請します
- ③社会保険料等：毎月指定日に振込みいただきます（又は手当金から控除します）
- ④休業期間：休業期間は〇年〇月〇日で満了になります
- ⑤その他：休業中の自宅以外で過ごす場合は所在を会社に連絡してください
診断書の期限が近づき、延長の必要がある場合は延長期間の目安が記載された主治医による診断書を会社に提出してください。
- ⑥体調がある程度落ち着いてきたら、主治医と相談しながら復職に向けて生活リズムの管理や体力づくりなど準備をするようにしてください



主治医から復職可と診断されたら、会社に報告してください

- ①窓口担当者に復帰の意思を伝え、「職場復帰願」と主治医の診断書を提出してください
- ②復職に向けて主治医と相談の上、無理のない範囲で「生活記録票」をつけてください
- ③産業医面談、主治医への同行受診（同意いただける場合）を行っていただきます
- ④産業医面談・主治医の情報収集の結果を踏まえ、復職の可否を決定します



復職の可否の決定

- ①職場復帰が可能となった場合は、相談の上、復職日を決めます
- ②傷病手当金の支給は、復職日の前日までとなります



職 場 復 帰

- ① 場復帰後は職場復帰支援プランに従って就労していただきますが、様子を見ながらプランを変更しますので無理はしないでください
- ②職場復帰後のフォローアップ期間は最長6か月となります
- ③復職後の状況により再度休職になることがありますので、体調管理に努めてください